

議案第 4 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立清水保育所の項及び野田市立北部保育所の項を削る。

	「野田市立清水保育所	
別表中	野田市立花輪保育所	を「野田市立花輪保育所 野田市立南部保育所」に改める。
	野田市立南部保育所	
	野田市立北部保育所」	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

公私連携型保育所への移行のため、野田市立清水保育所及び野田市立北部保育所を廃止しようとするものである。

参考資料

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）

改 正 案	現 行																														
(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td colspan="3">(削る。)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(削る。)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	名称	位置	定員	(削る。)			(略)			(削る。)			(略)			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>野田市立清水保育所</td><td>野田市清水 881 番地</td><td>130 人</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>野田市立北部保育所</td><td>野田市谷津 682 番地の 2</td><td>120 人</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	名称	位置	定員	野田市立清水保育所	野田市清水 881 番地	130 人	(略)			野田市立北部保育所	野田市谷津 682 番地の 2	120 人	(略)		
名称	位置	定員																													
(削る。)																															
(略)																															
(削る。)																															
(略)																															
名称	位置	定員																													
野田市立清水保育所	野田市清水 881 番地	130 人																													
(略)																															
野田市立北部保育所	野田市谷津 682 番地の 2	120 人																													
(略)																															
別表(第4条) 野田市立花輪保育所 野田市立南部保育所 野田市立尾崎保育所 野田市立木間ヶ瀬保育所	別表(第4条) 野田市立清水保育所 野田市立花輪保育所 野田市立南部保育所 野田市立北部保育所 野田市立尾崎保育所 野田市立木間ヶ瀬保育所																														